

根室市結婚新生活支援事業補助金に関するQ&A

1 申請方法について

Q1 申請の前に相談や書類確認をすることはできますか？

A1 可能です。申請をスムーズに行っていただくために、事前にお越しいただく(又はお電話いただく)ことをおすすめします。相談・確認は受付開始前でも可能です。

Q2 申請はどこでできますか？

A2 市役所窓口で申請書類を提出してください。なお、また、郵送やFAXでの提出はできません。

Q3 申請書類はどこで入手できますか？

A3 市役所窓口で配付しています。そのほか、市のホームページから申請書類のダウンロードが可能です。

2 要件について

Q4 婚姻届をまだ出していませんが、補助金の申請をすることはできますか？

A4 婚姻届を提出し、受理後でないと申請できません。また、申請の対象となる住宅に住民票があることも要件となっているため、住民票の住所を変更している必要があります。

Q5 対象となる新婚世帯に条件はありますか？

A5 婚姻した年度の4月1日から翌年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理されたご夫婦です。

また、夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であることが条件になります。

その際、年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されることにご注意ください。

Q6 「2年以上継続して根室市内に住む意思があること」とありますが、転勤する可能性がある場合も申請できますか？

A6 申請時点で転勤の予定が未定の場合は申請可能です。ただし、あらかじめ終期が決められている転勤等で現在根室市に赴任している場合や、すでに転勤の予定が勤務先から言い渡され

ている場合など、2年以内に転出することがほぼ確実である場合は申請をご遠慮ください。

Q7 婚姻日より前に根室市内の住宅を購入(賃借)しましたが、補助金の対象になりますか？

A7 婚姻日より前でも婚姻した年度の4月1日以降の住宅購入(賃借)であれば対象になります。婚姻を機に根室市内の住宅を売買(賃貸借)契約された方が対象になります。

なお、対象経費となるのは婚姻した年度の年4月1日から翌年3月31日までの期間に支払った費用です。

Q8 婚姻した年度の4月1日よりも前に住んでいるアパートで新婚生活を始める場合は、補助の対象となりますか？

A8 婚姻した年度の4月1日以降に賃貸借契約を締結している必要があるため、それ以前に契約されたアパートの賃借費用は補助の対象とはなりません。ただし、結婚生活を始めるにあたり、夫婦のどちらかがそのアパートに引っ越ししてきた場合で、婚姻した年度の4月1日から翌年3月31日までに支払った引越費用は補助の対象となります。

また、結婚生活を始めるための引っ越しに伴い、4月1日以降に契約したリフォーム工事で、婚姻した年度の4月1日から翌年3月31日までに支払ったリフォーム費用は補助の対象とます

Q9 夫の実家に転入してきましたが、補助金の対象となりますか？

A9 引越費用および準備費用があれば対象となります。

Q10 売買(賃貸借)契約した住宅の住所に引っ越しが終わっていませんが、補助金の対象になりますか？

A10 対象になりません。引っ越しして転入(転居)届を提出し、住所を異動させてから補助金申請となります。

Q11 再婚の場合も補助の対象となりますか？

A11 対象となります。ただし、夫婦の一方または双方が補助金の交付を既に受けたことがある場合は、対象となりません。

Q12 生活保護受給世帯の場合も対象となりますか？

A12 生活扶助又は住宅扶助等を受給しているため、補助金の対象外となります。

Q13 国の補助金を受けて住宅を新築しますが、根室市の補助金も併用できますか？

A13 他の公的給付を受けている場合は対象外となります。ただし、次の補助金についてはリフォームの場合において、請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可能です。なお、準備費用については併用可能です。

- ・こどもみらい住宅支援事業
- ・地域型住宅グリーン事業
- ・ネット・ゼロ・エネルギーハウス実証事業
- ・戸建て住宅ネット・ゼロ・エネルギーハウス(ZEH)化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業
- ・こどもエコすまい支援事業
- ・長期優良住宅化リフォーム推進事業
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・次世代省エネ建材支援事業
- ・既存住宅における断熱リフォーム支援事業
- ・住宅エコリフォーム推進事業
- ・住宅・建築物省エネ改修推進事業
- ・高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金
- ・住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業

3 対象経費について

Q14 どのような費用が対象になるのですか？また、補助金はいくらもらえるのですか？

A14 (1)対象については、

- ①住宅取得費(市内の住宅を取得した建物の購入費)
- ②住宅賃借費(市内の住宅を賃借した賃料、敷金、礼金、共益費および仲介手数料)
- ③リフォーム費用(婚姻に伴い引っ越した住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用)
※ただし、リフォーム費用のうち、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置は対象外とする
- ④引越費用(市内に引っ越した場合に、引越業者・運送業者等に支払った費用)
- ⑤準備費用(家具・家電製品) ※ただし、市内での購入に限るとなります。

(2)補助金については、

夫婦ともに29歳以下の場合は、1世帯当たり最大100万円となります。

⇒内訳：住居費用(①+②+③)+引越費用④：最大60万円、準備費用⑤：最大40万円)

また、夫婦ともに39歳以下で①の条件以外(例：夫39歳、妻31歳、夫38歳、妻27歳等)は、1世帯当たり最大70万円となります。

⇒(内訳：(①+②+③)+引越費用④：最大30万円、準備費用：最大40万円)

なお、費用については契約書、領収書及び通帳(口座引き落としの場合)等で確認します。

Q15 対象とならない費用はありますか？

A15 住宅取得に伴う土地購入代、住宅ローン手数料、住宅賃借に伴う駐車場代、清掃代、鍵交換代、各種保険料、更新手数料、光熱水費、設備購入費、業者以外に依頼した引っ越しの謝礼、倉庫や車庫に係る工事費用、門・フェンス・植栽・融雪槽等の外構に係る工事費用が対象外です。

Q16 新婚夫婦以外の名義で契約した住宅の取得費または賃借費、リフォーム費用は補助対象になりますか？

A16 対象になりません。

Q17 住宅取得費用について、金融機関へのローン払い及び住宅メーカーへの一括払いは対象になりますか？

A17 対象となります。なお、婚姻日以降に支払ったもので、かつ婚姻した年度の4月1日から翌年3月31日までに支払った費用が対象になります。

Q18 住宅を建築中のため、当該住宅の住所に住民票が置くことが出来ない場合、申請は可能ですか？

A18 交付申請はできません。

Q19 アパートの賃料について、勤務先から住宅手当が支給されていますが、住宅手当分は対象とならないのですか？

A19 対象になりません。補助対象となるのは、勤務先からの住宅手当分を除いた申請者および配偶者が実際に負担した金額となります。住宅賃借に係る住居費を申請される場合は、住宅手当の有無にかかわらず、住宅手当支給証明書を添付してください。

Q20 友人に手伝ってもらい引越しをしました。引越し費用として対象になりますか？

A20 対象にはなりません。引越し費用に関しては、業者に委託した引越しに関する費用のみが対象となります。ご自身(ご友人)で引越しを行った際のレンタカー代金や、不用品処分費などは対象となりません。

Q21 準備費用の家具・家電製品をインターネットで市外から購入した場合、対象になりますか？

A21 対象にはなりません。市内で購入した場合に限ります。

Q22 住居費用はかからず、準備費用のみ経費がかかりましたが、補助対象になりますか？

A22 対象になります。準備費用に係る申請をお願いします。

Q23 賃貸物件のリフォーム費用は対象になりますか？

A23 夫婦の住民票の住所が当該住宅の住所であり、現に居住している物件であれば対象となります。ただし、賃貸借契約により本来貸主が負担するべき修繕費用については補助金の対象となりません。

Q24 いつまでに支払った費用が対象になるのですか？

A24 申請時点において、婚姻した年度の4月1日から翌年3月31日までに支払った費用が対象になります。

Q25 支給期間内に複数回の転居をした場合、2回目以降の転居に係る費用も対象になりますか？

A25 初回のみを対象とします。

Q26 婚姻届受理前から同居しています。同居期間は補助対象外ですか？

A26 契約書等で婚姻を機に同居していることがわかる場合は同居開始日から補助対象となりますが、補助対象期間内(婚姻した年度の4月1日～翌年3月31日まで)のお支払い分のみとなりますので、ご注意ください。

Q27 婚姻日より前に根室市内の住居を購入(賃借)しましたが、補助金の対象になりますか？

A27 婚姻日より前でも婚姻した年度の4月1日以降の住居購入(賃借)であれば対象になります。婚姻を機に根室市内の住居を売買(賃貸)契約された方が対象になります。婚姻届の受理、転入(転居)届の受理、住宅の売買(賃貸借)契約がいずれも婚姻した年度の4月1日から翌

年3月31日までの期間に完了している必要があります。

Q28 夫婦一方の親と同居予定ですが、対象になりますか？

A28 対象となります。ただし、住宅の取得や賃借のための契約名義が新婚夫婦のいずれかであり、かつ、これらに係る費用の支払いを新婚夫婦のいずれかが行っていることが必要です。また、引越費用があれば対象となります。

Q29 住宅取得する場合に、土地購入代、住宅ローン手数料は対象となりますか？

A29 対象となりません。

Q30 住宅を賃貸する場合に対象とならない経費は？

A30 駐車場代、入居前のクリーニング代、鍵交換代、更新手数料、光熱水費、設備購入代、火災保険料、家財保険料が該当します。

Q31 夫婦以外の名義で契約した住宅取得費用や住宅賃借費用は、補助の対象となりますか？

A31 対象となりません。

Q32 住宅取得の際、建物と土地を一緒に取得したため、月々の返済額は土地代も含まれていますが、対象となりますか？

A32 対象となるのは、建物のみです。不動産会社等に確認し、建物だけの金額を明確にしておく必要があります。

Q33 月々の賃料に駐車場代が含まれており、切り分けできませんが、対象となりますか？

A33 基本的には駐車場代は対象となりませんが、家賃の賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ、切り分けできない場合は、駐車場代も含めて補助対象となります。なお、契約書等により駐車場代相当額が確認できる場合は、当該金額を月々の賃料から控除した金額が対象となります。

Q34 兄弟でそれぞれ補助対象期間内に結婚し、実家に両方とも居住するためリフォームを予定していますが、上限額については、2世帯分が対象となりますか？

A34 リフォームの契約名義が片方だけの場合は、1世帯分のみが上限となります。なお、連名や共有名義で契約し、費用負担の関係が別途資料等から確認できる場合は、2世帯分が対象となります。

また、兄弟別々の名義で、それぞれ工事業者と契約を締結し、リフォームの内容が異なる場合も対象となります。(※準備費用についても、領収書の宛名が別々であれば対象となります)

4 その他

Q35 補助金の上限額になるまで何度でも申請できますか？

A3 上限額に達していなくても当該年度内に初回限りです。なお、上限額までの差額分を翌年度1回のみ申請することは可能です。

Q36 3月末に結婚したため、当該年度中に対象経費(住居費用・引越費用・準備費用)が発生していないのですが、補助対象外になってしまうのでしょうか？

A36 対象経費が発生していない場合は、書類(※1)を提出し、申請願います。その後、当市が当該年度内の補助対象世帯として決定した後、下記の書類(※2)をまとめ、翌年度中に再度申請願います。

【当該年度に対象経費が発生しない場合の必要書類】(※1)

- ・根室市結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ・誓約書兼同意書(様式第3号)
- ・婚姻後の戸籍謄本(全部事項証明書)または婚姻届受理証明書
- ・世帯全員の住民票の写し
- ・前年の所得が確認できる所得証明書(ご夫婦分)
- ・市税の滞納のない証明書(納税証明書)

【翌年度に継続補助として申請する場合の必要書類】(※2)

- ・根室市結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ・住居費用にかかわる契約書の写し
- ・住居費用、引越費用、準備費用の領収書など、支払ったことがわかる書類

Q37 結婚新生活支援補助金は、所得税法上のどの所得区分に該当しますか。また、確定申告の必要はありますか。

A37 一時所得に該当します。他の一時所得とされる所得との合計額が年間50万円を超える場合は、申告をする必要があります。

Q38 領収書に記載が必要な事項は何ですか？

A38 支払者氏名、金額、支払い内容、支払日、支払先の記載が必要です。

Q39 領収書がありませんが、口座振込用紙で証明できますか？

A39 銀行振込の控えや振り込みが確認できる通帳の写しでも可能です。ただし、口座名義人、支払日、振込先、内訳、振込額が分かる書類(請求書等)が必要です。

Q40 妻が結婚を機に離職している場合、所得証明書は必要ですか？

A40 離職に関わらず、夫婦それぞれの所得証明書の提出が必要です。

Q41 貸与型奨学金の返済が分かる書類とは、どのようなものですか？

A41 奨学金返済証明書の写しの提出が望ましいですが、証明書の写しの提出が難しい場合は、通帳等により返済額が確認できる書類でも構いません。

Q42 所得証明書、納税証明書はどこで請求できますか？

A42 令和6年1月1日に住民票のあった市町村に請求してください。

Q43 令和5年分(令和5年1月1日から同年12月31日)の夫婦の所得証明書が発行できない時期(4~5月)に申請する場合はどうすればよいですか？

A43 令和5年分の所得証明書の発行時期は市町村によって異なりますが、発行できない時期については、令和4年分(令和4年1月1日~同年12月31日)の夫婦それぞれの所得証明書を申請書に添付してください。

Q44 住居費用がそれほど発生しないので、上限額までの余剰を準備費用に充てることはできますか？

A44 住居費用は国の制度に基づくもので、準備費用については根室市の独自制度となります。そのため、住宅費用・準備費用間での上限額の変更はできません。